

美馬市社協 ケアプランセンター

〒779-3610
美馬市脇町大字脇町1265-1
TEL : 52-0567
FAX : 53-6490

- 介護保険サービスどうしたら利用できるの？
- 病院から退院してくるのだけれどどうしたらいいの？
- ベッドや車イスを借りたいのだけれど？



介護サービスを受けるためには、必ず要介護認定を受ける必要があります。

1. 介護保険の申請

まずは市役所の窓口で申請をします。

(ケアマネージャーに依頼して申請をしてもらうこともできます)

2. 訪問調査による調査・主治医の意見書

訪問調査員がお宅にお伺いして、本人や家族から心身の状態などを聞き取り調査します。また市の依頼により主治医が意見書を作成します。

3. 認定調査の結果

介護認定審査会が行われ、認定結果が通知されます。

(申請から原則として30日以内)

4. ケアプランの作成

ケアプランとはどのような介護サービスをいつ・どれだけ利用するかを決める計画です。ケアマネージャーがご本人や家族の希望を聞き、在宅生活を継続できるよう状態の改善や自立を進めるためのケアプランを作成します。

5. サービスの契約

ケアプランをもとに、介護サービス事業所などとサービス契約を結びます。

6. 介護サービスの利用

サービス費用の1割(所得によっては2割)が利用料として翌月に請求されます。

美馬市社協ケアプランセンター (居宅介護支援事業所) では、

ケアマネージャーがケアプラン作成を始め、介護サービスの利用に関する手続きのほか、相談の窓口も行っています。

医療・福祉の様々な分野と連携をとりながら、皆様が安心して住みなれた地域で暮らせるように、私達がサービス開始後も継続的に皆様の在宅生活を支えるお手伝いをさせていただきます。

日常生活の中で困ったこと、不安なことがあればまずはご相談ください。

ご相談、ケアプラン作成は無料です！！